

第136号議案

国際都市おおた宣言

上記の議案を提出する。

平成28年11月29日

提出者 大田区長 松原忠義

国際都市おおた宣言

国際都市おおた宣言を次のとおり制定する。

国際都市おおた宣言

～地域力で世界にはばたく～

おもてなしの翼を広げ 世界中の人々を歓迎しよう

暮らしが息づく多彩な魅力あるまちとして

訪れる人を迎えます

ふれあいの翼を広げ 多様な文化を分かち合おう

互いの個性を認め誰もが活躍できる

笑顔あふれるまちをつくります

みらいの翼を広げ 豊かな明日をともにつくろう

おおたが誇る匠の技が世界の期待に応え

新しい産業をつくります

大田区は、日本のゲートウェイとして、地域の力を結集し、新たな時代を切り拓いて、世界にはばたく「国際都市おおた」を宣言する。

平成29年3月12日

大田区

(提案理由)

国際都市おおた宣言を制定するに当たり、地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例（平成23年条例第43号）第2条第2号の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるので、この案を提出する。

第 137 号議案

大田区立はぎなか園の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立はぎなか園の指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

大田区立はぎなか園

2 指定管理者の名称

社会福祉法人知恵の光会

3 指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

第 138 号議案

特別区道路線の認定について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

特別区道路線の認定について

下記のとおり特別区道路線を認定する。

記

1 認定する路線

整理 番号	起点・終点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
	路線名		
1	大田区羽田空港一丁目 1 番の一部から 大田区羽田空港一丁目 1 番の一部まで	382.51	19.00
	大田区道 20-1 号線		
2	大田区羽田空港二丁目 1 番の一部から 大田区羽田空港一丁目 1 番の一部まで	353.72	最大 113.34 最小 19.00
	大田区道 20-2 号線		

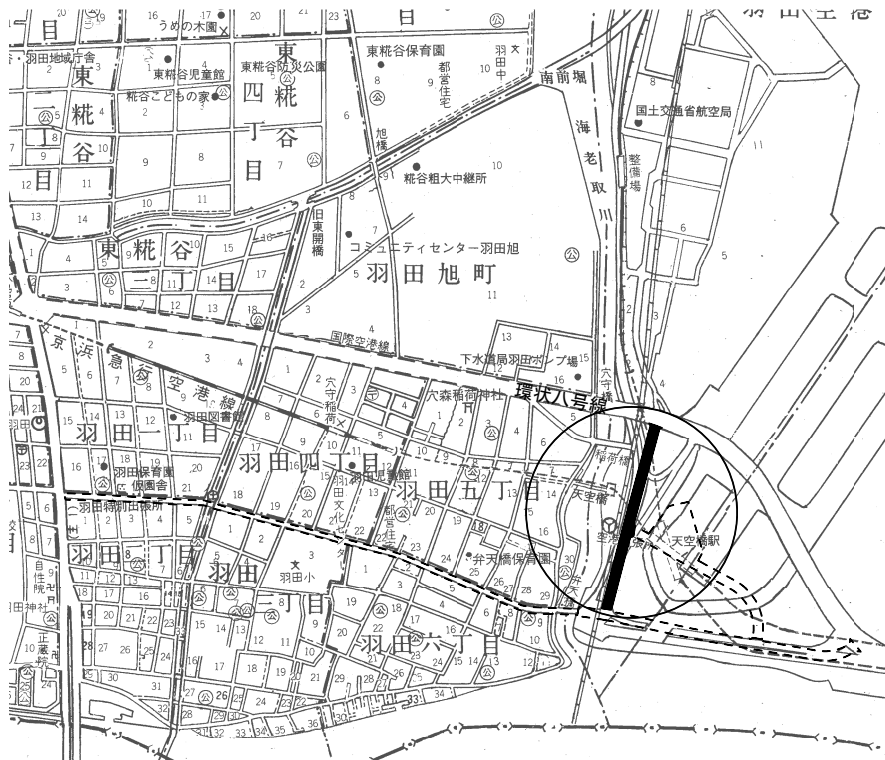
2 重要な経過地 なし

(提案理由)

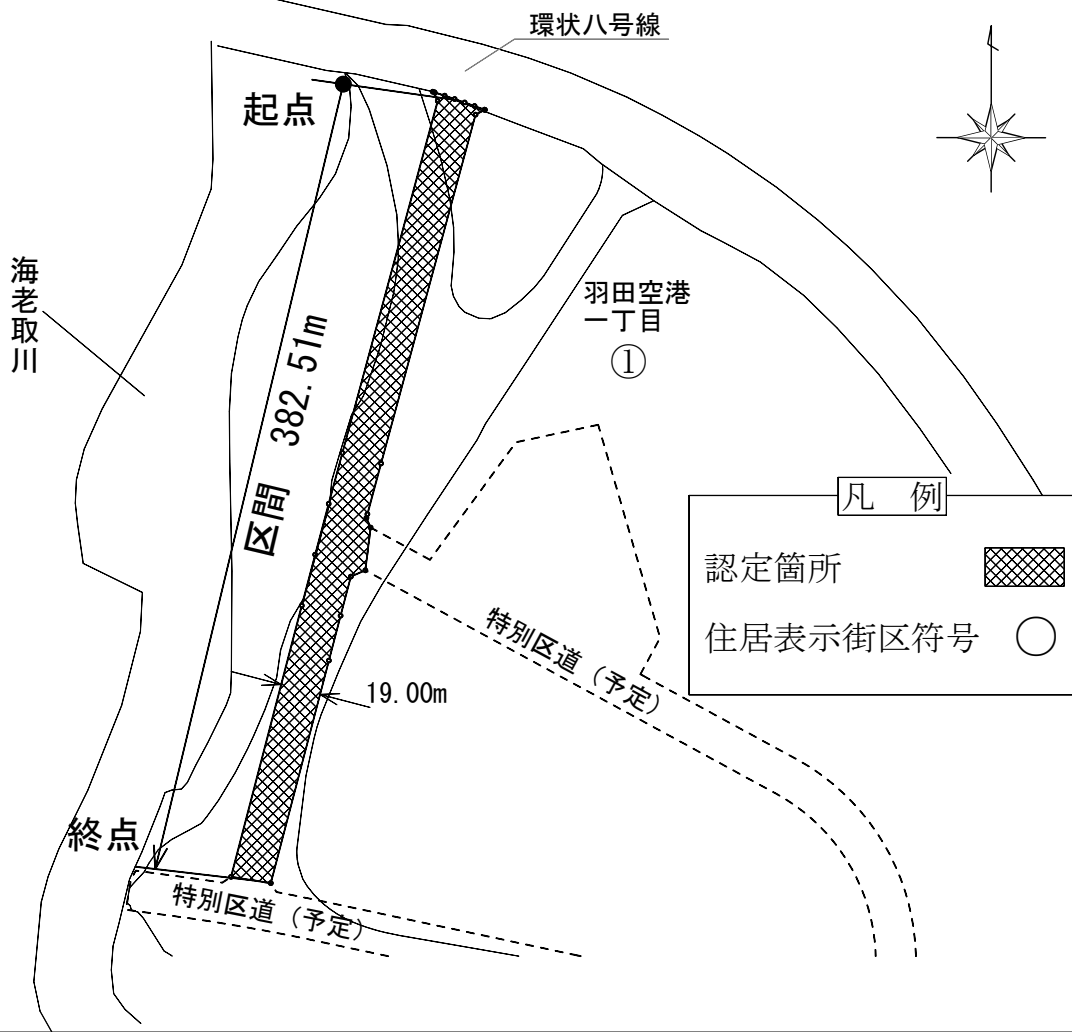
上記路線を特別区道として認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、この案を提出する。

案内図

所在 羽田空港一丁目1番の一部から同1番の一部まで

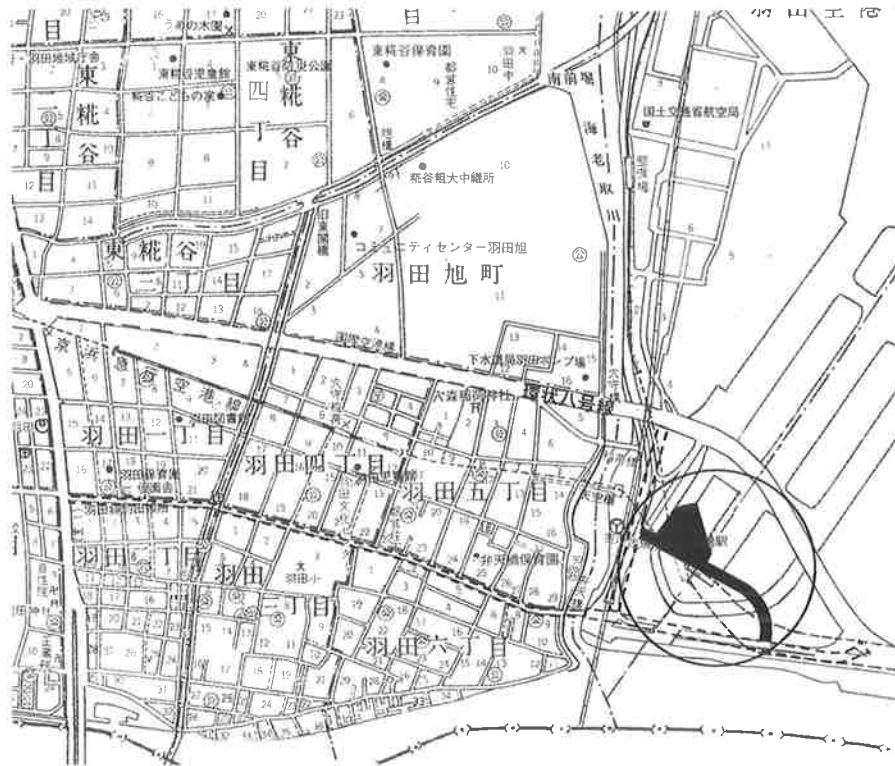


特別区道路線の認定略図

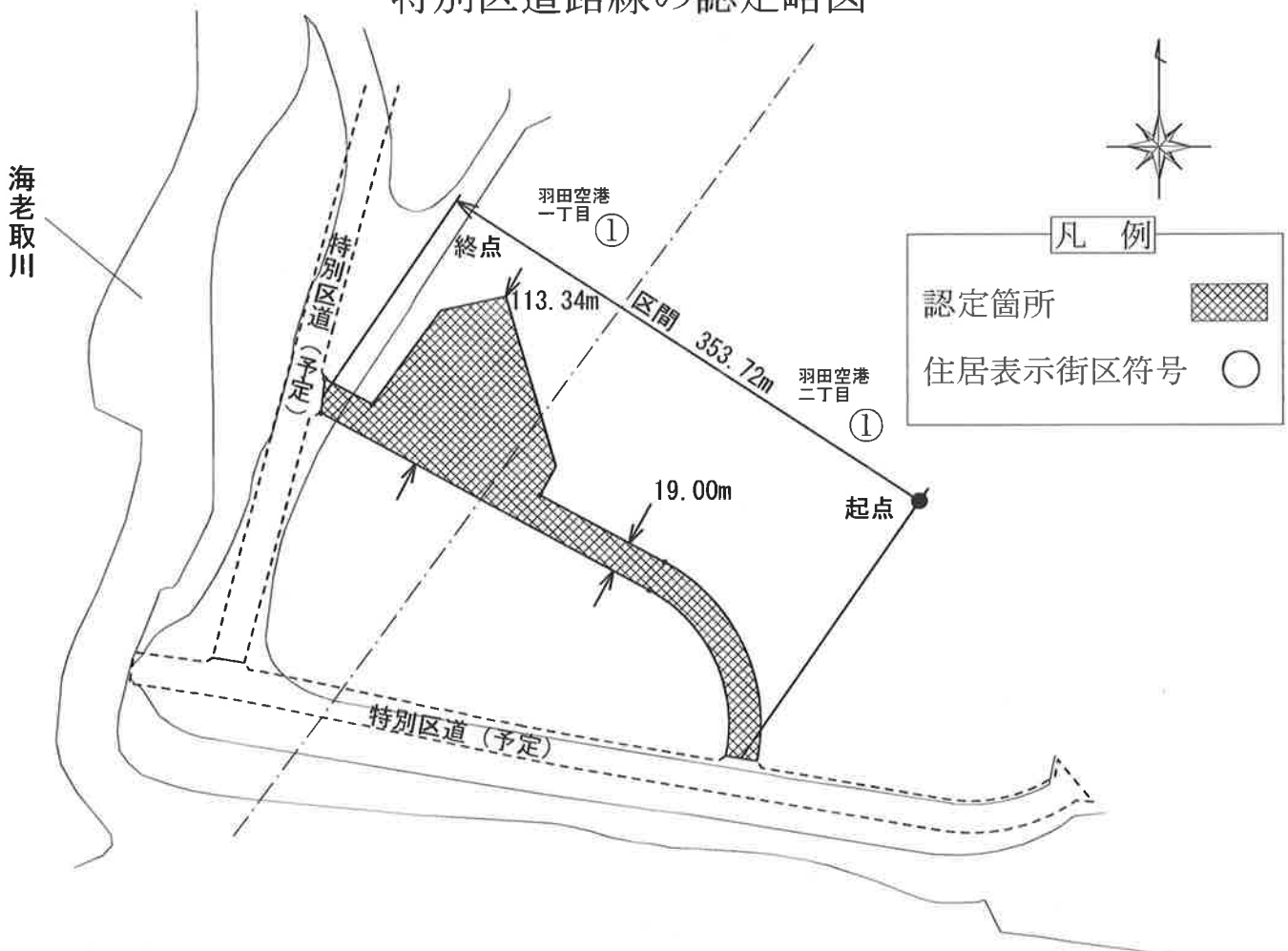


案内図

所在 羽田空港二丁目1番の一部から羽田空港一丁目1番の一部まで



特別区道路線の認定略図



第 139 号議案

特別区道路線の変更について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

特別区道路線の変更について

下記のとおり特別区道路線を変更する。

記

- 1 変更する路線 大田区羽田空港一丁目 1 番先から
大田区羽田一丁目 16 番先まで
- 2 路線名 大田区道主要第 94 号線
- 3 変更する区域

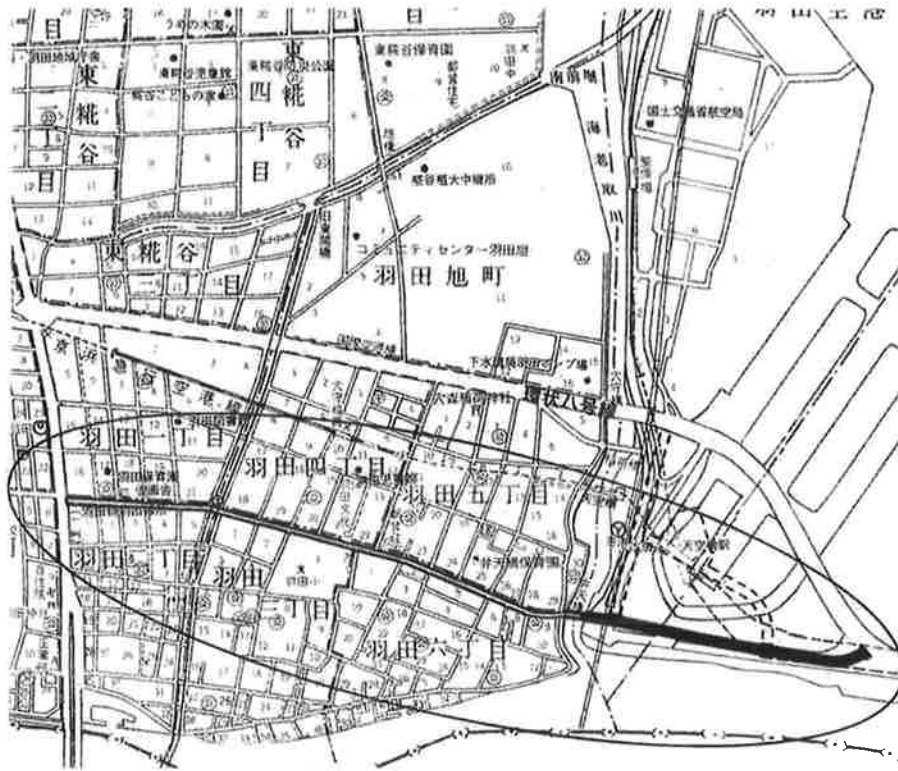
	起点・終点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
	重要な経過地		
変更前	大田区羽田空港一丁目 1 番先から	1,033.48	最大 11.54
	大田区羽田一丁目 16 番先まで		
	大田区羽田三丁目 1 番		最小 8.93
変更後	大田区羽田空港二丁目 1 番先から	1,613.87	最大 19.05
	大田区羽田一丁目 16 番先まで		
	大田区羽田三丁目 1 番		最小 8.93

(提案理由)

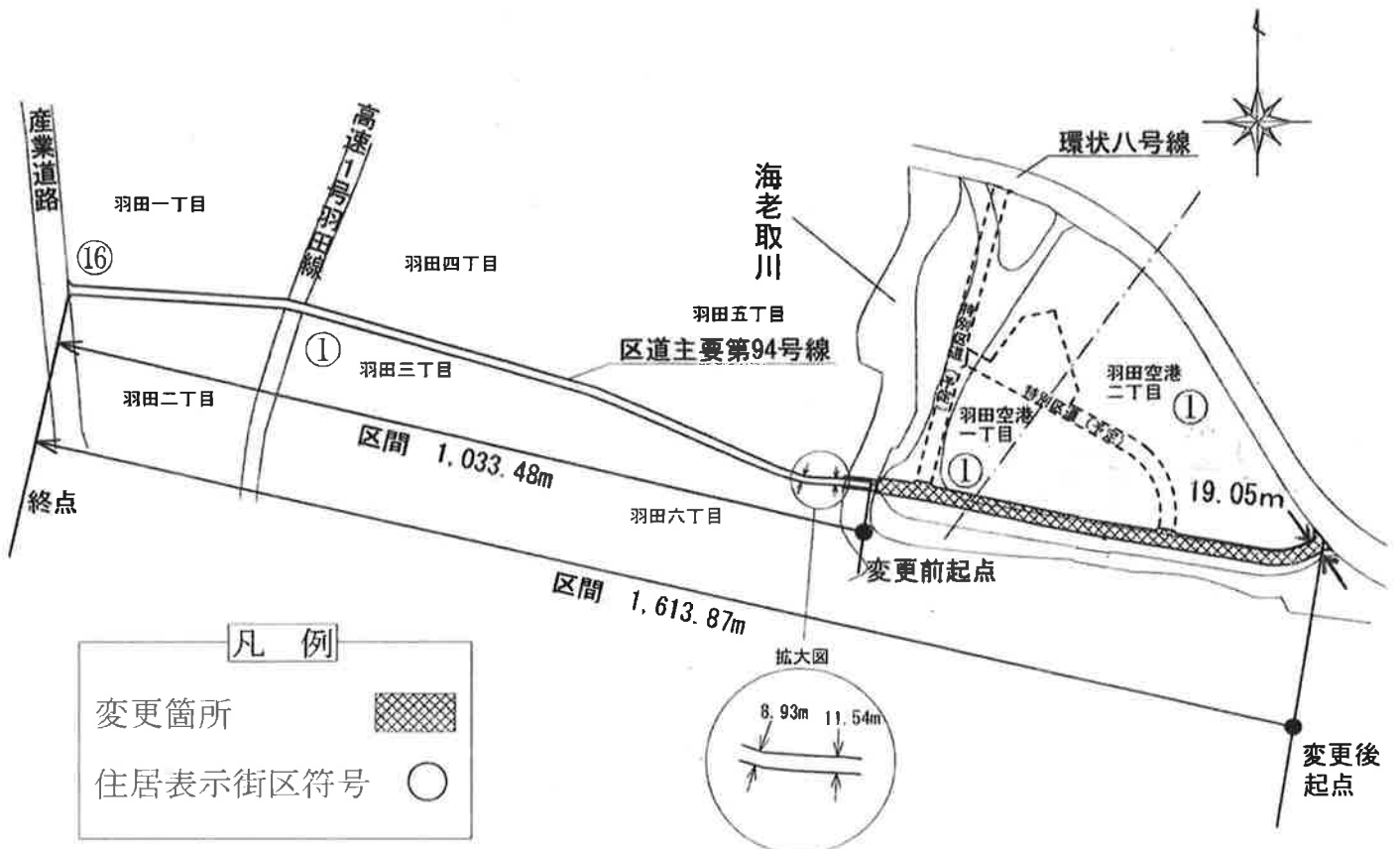
上記特別区道路線を変更するため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき、この案を提出する。

案内図

所在 羽田空港一丁目1番先から羽田一丁目16番先まで



特別区道路線の変更略図



第 140 号議案

大田区営住宅の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区営住宅の指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

別表のとおり

2 指定管理者の名称

日本管財株式会社

3 指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

別表

大田区営住宅

番号	施設の名称
1	大田区営大森東一丁目住宅
2	大田区営プラムハイツ西馬込
3	大田区営プラムハイツ久が原
4	大田区営プラムハイツ西蒲田
5	大田区営プラムハイツ東矢口
6	大田区営プラムハイツ千鳥
7	大田区営プラムハイツ山王
8	大田区営プラムハイツ大森西四丁目
9	大田区営大森南一丁目アパート
10	大田区営大森南二丁目アパート
11	大田区営大森南五丁目アパート
12	大田区営大森西一丁目第2アパート
13	大田区営南馬込一丁目アパート
14	大田区営中馬込一丁目アパート
15	大田区営中央八丁目アパート
16	大田区営池上三丁目アパート
17	大田区営池上八丁目第2アパート
18	大田区営久が原四丁目アパート
19	大田区営仲池上二丁目アパート
20	大田区営北糶谷一丁目アパート
21	大田区営本羽田一丁目アパート
22	大田区営本羽田一丁目第2アパート
23	大田区営本羽田三丁目アパート
24	大田区営西六郷三丁目アパート
25	大田区営南六郷一丁目アパート
26	大田区営南六郷一丁目第3アパート
27	大田区営仲六郷一丁目第2アパート
28	大田区営仲六郷一丁目第3アパート
29	大田区営矢口二丁目第2アパート
30	大田区営多摩川二丁目アパート
31	大田区営蒲田二丁目アパート
32	大田区営蒲田本町二丁目アパート

第 141 号議案

大田区民住宅の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区民住宅の指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

別表のとおり

2 指定管理者の名称

日本管財株式会社

3 指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

別表

大田区民住宅

番号	施設の名称
1	大田区立プラムハイツ大森西
2	大田区立プラムハイツ本羽田
3	大田区立プラムハイツ北糺谷
4	プラムハイツ東雪谷
5	プラムハイツ糺谷
6	プラムハイツ西六郷
7	プラムハイツ澤田
8	プラムハイツ・コパン

第 142 号議案

大田区立公園水泳場の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立公園水泳場の指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
大田区立平和島公園水泳場	株式会社オーエンス	平成29年4月1日から 平成34年3月31日まで
大田区立東調布公園水泳場	フクシ・ハリマ水泳場 管理 J V	
大田区立萩中公園水泳場	株式会社協栄	

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。